

情報提供依頼書

岡崎市

市民安全部防災課

1 件名

防災情報伝達システム

2 背景・目的

本市における額田地区同報無線は、旧額田町時代を含め、約28年にわたり防災情報やコミュニティ情報を配信してまいりました。しかし、電波法の改正により、その使用は令和5年11月をもって終了いたしました。現在は、FMラジオへの緊急割込み機能を用いて同報を行っております。

つきましては、市民へ避難情報等を伝達するシステムの導入及び運用に当たり、機能仕様や経費算出の参考とするため、高度な知見を有する事業者からの情報提供をお願いするもの（以下、「本RFI」という。）です。

3 情報提供に当たっての前提条件

(1) 機能

別紙「機能要件一覧」のとおり。ただし、現時点での想定を示したものであり、全ての機能への対応を求めるものではありません。また、基本的には各社の標準機能の活用を想定しています。

(2) 既存システムとの連携

新システムは以下に掲げるシステムと連携し、遅滞なく情報を伝達できること。

ア 全国瞬時警報システム（Jアラート）

イ 株式会社アルカディアが提供する一斉同報サービス（SpeeCAN RAIDEN）

4 情報提供依頼事項

次に掲げる事項についての情報提供をお願いします。

(1) 提案する新システムの概要

ア 新システムの全体概要

イ 提案システムの機能一覧

ウ セキュリティ対策

エ 前提条件、制約事項

オ その他提案に当たり補足すべき事項

(2) 新システムの構成

本市では業務システムのクラウド化を推進しているため、クラウド形態によるシステムを基本とします。ただし、クラウドサービスを有しない場合は、業務継続性の向上、運用負荷の低減等の提案を付したうえで、提案してください。

(3) 製品の導入実績・受注状況

新システムの導入実績、導入形態及び現在導入中の受注実績も含めた実績を示してください。

なお、自治体名の公表が難しい場合は、地方名及び自治体規模（人口等）を可

能な範囲で示してください。

また、3(2)で示した既存システムとの連携実績があれば、併せて示してください。

(4) 構築スケジュール

以下のスケジュールを予定しています。適切な構築スケジュールを提案してください。

ア 令和10年2月から職員に向けて運用開始

イ 令和10年4月から市民に向けて運用開始

(5) 機能要件に対する対応

別紙「機能要件一覧」に対応の可否等を記載してください。

(6) 運用・保守

運用開始後の運用・保守について、職員の役割、導入業者の役割等を明確にし、提案してください。なお、保守の内容は以下を予定していますので参考としてください。

ア 受注者は、発注者がシステムを安全かつ確実に使用できるようシステムの使用について適切な助言を行うこと。

イ システムの故障により発注者の行うに支障をきたしたとき又は支障をきたすおそれのある場合は、発注者の請求により速やかに正常な状態に48時間以内に回復させること。

ウ 受注者は、発注者がシステムを運用する上で必要とするシステムデータの調査、システムの機能に対する要望等の相談について随時対応すること。

エ 受注者は、発注者がシステムを運用する上で生じる小規模なシステムの変更を伴う要望事項について、発注者と協議の上、対応すること。費用が発生する大幅なシステム改修については、発注者と協議の上、対応を決定すること。

オ 受注者は、法令改正、制度改正、事務取扱変更等により、発注者が大幅なシステムの変更について助言を求めた場合は、これに対応すること。

(7) 概算費用

概算費用（導入費用及び運用開始後5年間の費用）を年度ごとに算出してください。

なお、費用については以下の分類に従い、可能な限り単価を具体的に提示してください。

ア 導入費用

イ システム利用料

ウ 回線利用料（発生する場合）

エ 運用・保守費（単年度契約を想定）

ウ その他費用

(8) 解決したい課題

本市が解決したい次に掲げる課題に対して、課題解決に資する提案をしてくだ

さい。

ア 情報が一方通行である

イ 住民の導入率が向上しない

(9) その他

上記のほか、新システム導入時に関する注意事項、手続、手数料、拡張性、事務効率の向上に資する提案等、有益な情報の提供をお願いします。

5 情報提供要領

(1) 様式

情報提供についての様式は、別紙「機能要件一覧」を除き任意とします。

(2) 提出期限

令和8年8月31日（月）17時必着

(3) 問合せ先

岡崎市市民安全部防災課 防災対策係（担当：内田）

TEL：0564-23-6766

e-mail：bosai@city.okazaki.lg.jp

(4) 提出方法

電子メールで上記アドレスまで提出してください。

なお、ファイル容量が大きくなる（5MB以上）場合は、事前にご連絡ください。

(5) 質疑応答

電子メールで上記アドレスまで送付してください。質問のための様式は問いません。ただし、締切日直前の質問については、締め切りまでに回答できない場合があります。

6 情報の取扱いについて

(1) 本RFIは、的確な事業遂行が可能であることを広く情報収集するために実施するものであり、今回の情報提供により提供者が拘束されることや提供者の評価に影響を与えることはありません。

(2) 本RFIにおいて、どのような情報提供を受けても、それをもって将来の調達を約束するものではありません。

(3) 本RFIの実施に要する費用は、全て提供者の負担とします。

(4) 本RFIで提供を受けた情報、資料等は返却しません。

(5) 本RFIで提供を受けた情報、資料等については、本調達を検討する当市の関係者に限り利用し、提供者に断りなく関係者以外に提供しません。特に、コピー・配付を制限している資料についてはその旨明記してください。

(6) 本RFIで提供を受けた情報、資料等は、今後実施を予定する調達の際の調達仕様書に反映する場合があります。

(7) 提供者に対し、後日、本市から提供を受けた情報、資料等の内容等について照

会又は追加の資料提供等を依頼する場合があります。

(8) 本 RFI で知りえた本市の情報を第三者に漏らしてはなりません。

(9) 必要に応じて、追加の情報提供のお願いやヒアリングを実施させていただく場合があります。